

## 第2章 第4次犯罪被害者等基本計画の概要

### 1 第4次犯罪被害者等基本計画における重点課題

第4次基本計画では、第1次基本計画から第3次基本計画までと同様、基本法第3条の基本理念等を踏まえた「4つの基本方針」（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること）、大局的な課題を指摘した「5つの重点課題」及び犯罪被害者等施策を全体として効果的・効率的に実施するための「推進体制」が示されている。

第1次基本計画から第3次基本計画までの計画期間内において、犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）の拡充、損害賠償命令制度の創設、被害者参加制度の創設・拡充、カウンセリング費用の公費負担制度の整備、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全ての都道府県への設置、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の全ての地方公共団体への設置等の各種取組が進められ、犯罪被害者等施策は大きく進展した。

しかし、犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体からは、依然として多岐にわたる意見・要望が寄せられている。第4次基本計画においては、当該意見・要望や第3次基本計画の実施状況の評価を踏まえ、地方公共団体における犯罪被害者等支援、性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援、社会変化に対応してデジタル技術その他の新たな手法等を取り入れた施策の推進等が課題とされた。

具体的には、1つ目の重点課題「損害回復・経済的支援等への取組」については、犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けて必要な検討等を行うとともに、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進を含め、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組等を行わなければならないとされた。

2つ目の重点課題「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」については、犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害を回復・軽減し、又は未然に防止するための取組を行わなければならないとされた。特に、①個人の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす性犯罪・性暴力の被害者への支援の一層の充実・強化並びに②生命・身体に重大な危害が及ぶ場合もある児童虐待事案、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害を防止するための対策の強化や相談につながりやすく、安全が確保され、適切に支援を受けることができるようにするための取組の一層の充実を図る必要があるとされた。

3つ目の重点課題「刑事手続への関与拡充への取組」については、犯罪被害者等が刑事手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充するための取組を行わなければならないとされた。また、犯罪被害者等に対する一層の情報提供や犯罪被害者等の心情等の加害者処遇への一層の反映を求める声が、犯罪被害者等やその支援に携わる者等から寄せられていることを踏まえ、加害者処遇における犯罪被害者等の立場や心情等への配慮等を一層充実させる必要があるとされた。

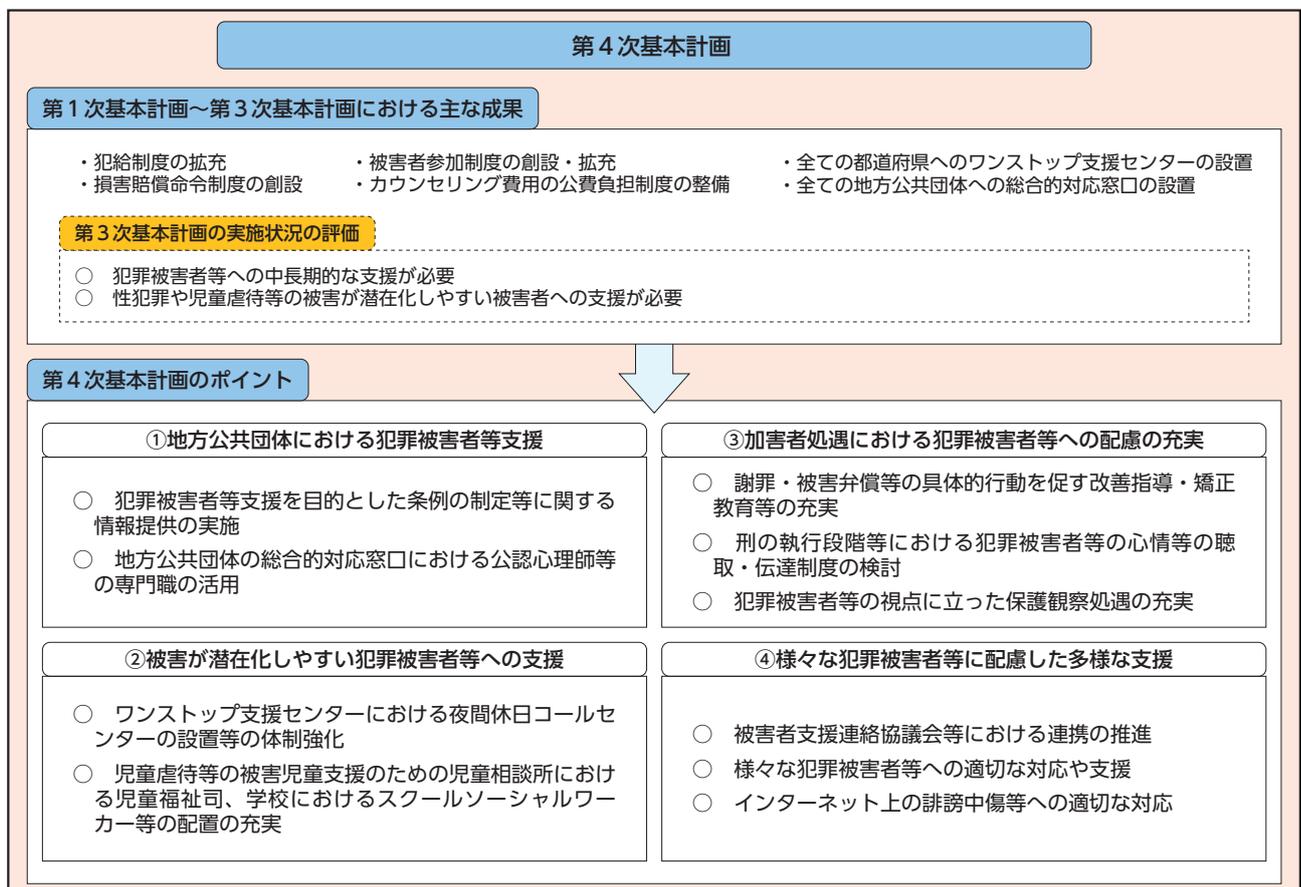
4つ目の重点課題「支援等のための体制整備への取組」については、地方公共団体や犯

罪被害者等の援助を行う民間の団体等と共に、継ぎ目のない支援体制を構築していく必要があるとされた。また、中長期的な支援体制の整備への取組が行われなければならないとされた。さらに、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が相互に連携・協力し、被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる体制を構築していく必要があるとされた。

5つ目の重点課題「国民の理解の増進と配

慮・協力の確保への取組」については、インターネットやSNSの普及にも配慮しつつ、様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等施策への国民の協力を確保するための取組を推進しなければならないとされた。

### 第4次基本計画のポイント



## 2 重点課題に係る具体的施策

第4次基本計画においては、前記1の課題に対処するため、計279（再掲を含む。）の具体的施策を掲げている。

これらの具体的施策には、第4次基本計画下における新たな課題に対処するため取り組むべき施策のほか、第3次基本計画から引き

続き取り組んでいく必要がある施策も盛り込まれている。

以下、第4次基本計画に盛り込まれている主な施策を引用し、紹介する。

なお、【 】内は担当府省庁を、（ ）内は第4次基本計画における施策番号を、それぞれ表している。

・ 損害回復・経済的支援等への取組

加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施

- 警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。【警察庁】(11)
- 法務省において、令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携し、公的機関による犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行の確保に関する諸外国における先進的な法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。【法務省】(12)

・ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

ア 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

厚生労働省において、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成23年度には児童養護施設等に心理療担当職員及び個別対応職員の配置を義務化しており、引き続き適切な援助体制を確保する。具体的には、児童虐待が発生した場合の子供の安全を確保するための初期対応が迅速・確実に行われるよう、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）や令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む）、

児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置を支援する。【厚生労働省】(48)

イ 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

文部科学省において、被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。

【文部科学省】(53)

ウ ワンストップ支援センターの体制強化

内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。【内閣府】(59)（再掲：(172)）

エ 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等

警察庁、文部科学省及び厚生労働省が連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の

実施を促進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省】(66)

オ 職員等に対する研修の充実等

○ 警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。

【警察庁】(110)

○ 警察において、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。【警察庁】(111)

・ 刑事手続への関与拡充への取組

ア 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

○ 法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(154) (再掲：(101))

○ 法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について検討を行い、必要な施策を実施する。実施に当たって

は、刑事施設の長等と地方更生保護委員会及び保護観察所の長との連携が図られるよう努める。【法務省】(156)

○ 法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上、しよく罪指導プログラムの充実化等について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】(158)

イ 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

○ 地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置を執るに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。【法務省】(159)

○ 犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する指導に関する事実について保護観察官又は保護司に申告し、又は当該事実に関する資料を提示することを、保護観察における遵守事項の類型に加える。【法務省】(160)

○ 仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにする。【法務省】(161)

○ 具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう、保護観察対象者に対し指導を行う運用について検討を行い、当該指導の充実に努める。【法務省】(162)

・ 支援等のための体制整備への取組

ア 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

警察において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力をを行う。【警察庁】(166)

イ 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等を早期に専門職の支援につなげるため、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請する。【警察庁】(169)

ウ 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体、地方検察庁、弁護士会、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る、警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

【警察庁】(183)

エ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。【総務省】(194)(再掲：(264))

・ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

ア 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

文部科学省において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。【文部科学省】(254)

イ 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施

警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心を持ってもらうため、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS等の活用といった広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなど、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての理解・関心を深めるため、学校や民間企業等から幅広く協力を得るなどし、一層充実した啓発活動を推進する。【警察庁】(260)

## トピックス

## 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

第4次基本計画において示された課題の一つに、性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困難なために被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への適切な支援がある。

性犯罪・性暴力被害者は、その羞恥心や自責感から被害に遭ったことを他人に知られたくない、加害者との関係性等から被害を訴えにくいなどの理由により、被害が潜在化しやすいとされている。また、児童虐待を受けた子供は、被害を受けていること自体を認識できない、言葉にして適切に周囲の人間に伝えることができない、加害者や周囲の人間との関係性等から被害を訴えることができないなどの理由により、被害が潜在化しやすいとされている。

第4次基本計画においては、性犯罪・性暴力被害者や児童虐待を受けた子供をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援を一層推進していくこととしている。

以下、第4次基本計画に盛り込まれた、性犯罪・性暴力被害者や児童虐待を受けた子供への支援に関する主な施策を紹介する。

	性犯罪・性暴力被害者への支援	児童虐待を受けた子供への支援
損害回復・経済的支援等への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の公費負担に要する経費を補助 (14)</li> <li>■婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援を推進 (28)</li> <li>■地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者を含む相談者に対し、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必要な協力を実施 (31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童相談所の一時保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進 (26)</li> </ul>
精神的・身体的被害の回復・防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策専門研修」を実施し、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等への適切な対応・治療を行うために必要な、司法を含めた専門的知識と治療に関する内容の充実を図る (38)</li> <li>■警察庁において、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーが効果的に活用され、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度が効果的に運用されるよう、都道府県警察を指導 (56)</li> <li>■性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を実施 (57)</li> <li>■医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進 (58)</li> <li>■ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保等、運営の安定化及び質の向上を推進 (59)</li> <li>■全国共通短縮番号「# 8891 (はやくワンストップ)」の周知、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制を整備 (59)</li> <li>■13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、定期的な所在確認等を実施 (77)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、児童相談員等を対象に、「思春期精神保健研修」を実施 (47)</li> <li>■児童福祉司 (指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。)、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置を支援 (48)</li> <li>■児童相談所が夜間・休日を含めいつでも虐待通告等の緊急の相談に対応できる体制を整備 (50)</li> <li>■虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との連携・協力体制の充実に努める (51)</li> <li>■スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現 (53)</li> <li>■警察、婦人相談所、児童相談所等の連携の一層の強化 (81)</li> <li>■児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待への専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を都道府県警察本部に設置 (93)</li> </ul>

	性犯罪・性暴力被害者への支援	児童虐待を受けた子供への支援
精神的・身体的被害の回復・防止への取組	<p>■性犯罪等の事件の公開の法廷では氏名、住所その他被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度等について周知徹底を図るとともに、訴訟関係者への注意喚起を含めた制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を推進 (83)</p>	<p>■法的問題の解決が必要な児童虐待及び児童虐待を伴う配偶者等からの暴力事案について、日本司法支援センターの法律相談援助等の利用を促進 (94)</p>
	<p>■ワンストップ支援センターの相談員等に対する研修を実施するとともに、オンライン研修教材の開発・提供を推進 (106)</p>	<p>■学校教育関係者等の職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等における早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促進 (95)</p>
	<p>■性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含めた研修を実施 (110)</p>	<p>■子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進 (96)</p>
	<p>■警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上等の取組を推進 (120)</p>	<p>■警察、検察庁、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施 (121)</p>
刑事手続への関与拡充への取組	<p>■当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を推進 (127)</p>	
支援等のための体制整備への取組	<p>■性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進 (179)</p>	<p>■日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に発展するおそれの大きいストーリー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待の被害者を対象とした事前の資力審査を要しない法的支援を適切に実施 (208)</p>
	<p>■警察において、性犯罪被害相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進 (185)</p>	<p>■学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等を推進 (211)</p>
	<p>■都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103 (ハートさん)」に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等を実施 (223)</p>	<p>■教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を実施 (211)</p>
		<p>■虐待を受けた子供の保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市区町村の職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修を充実 (238)</p>
国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	<p>■性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達段階に配慮した教育を充実 (254)</p>	<p>■子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組がなされるよう促す (253)</p>
	<p>■毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を効果的に展開 (263)</p>	<p>■体罰によらない子育てや児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を実施 (268)</p>
	<p>■毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係機関・団体等と連携・協力し、広報啓発活動を実施 (265)</p>	<p>■毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施 (268)</p>

※ ( ) 内は第4次基本計画における施策番号を表す。